

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

第Iセッション（経済・経営・商学系）

報告要旨：広瀬 純夫

罰則の有無による行動の違いと保険加入行動との関係：

自動車の後席シートベルト着用率と地震保険加入との関係に関する検証

信州大学 広瀬純夫

罰則があるからといって、誰もが罰則の対象となる行為を慎むとは限らない。罰則を設けることによる行動変化についての先行研究として、Fisman and Miguel (2007)は、国連外交官による駐車違反對策を目的とした2002年10月のニューヨーク州の法改正の結果、国連外交官による駐車違反が10分の1に激減する一方、出身国の腐敗度指数が高い国ほど、罰則を設けた後も違反を続ける傾向があることを明らかにしている。つまり、罰則を科されても、人々は一律にルールを遵守するようになるわけではない。そして、ルール遵守の傾向が腐敗度指数と関係していることから、罰則が設けられたことへの反応の違いは、他の行動様式と関係している可能性がある。

本研究では、罰則があることへの反応の違いと、保険への加入というリスクに対する姿勢との関係について実証分析を行った。罰則があることへの反応の違いとして用いた指標は、自動車の後席シートベルト着用率である。2008年の道路交通法改正により、後席シートベルトの着用が義務化された。ただし、実際の運用では、違反した場合に罰則が科されるのは高速道路のみであり、一般道の場合、口頭注意にとどまる。そこで、都道府県別の後席シートベルト着用率のデータを用いて、高速道路での着用率と一般道での着用率の差を、「罰則の有無による行動の違い」の指標とすることとした。法改正によって、ある行為に対して罰則が設けられることは、対象となる行為の背景に潜むリスクを周知する機会とも考えられる。したがって、法改正の影響に敏感に反応する人は、リスクへの感応度が高く、保険にも手厚く加入する可能性がある。つまり、罰則の有無での行動に違いがあるとき、リスクに対する姿勢について何らかの差異が生じてこないかを検証した。

本研究の当初の成果をまとめた室田・齋藤（2019）では、罰則の有無による行動の違いとリスクに対する姿勢との関係を分析するために、リスクに対する姿勢の指標として用いたのは、都道府県別の任意自動車保険に関するデータである。具

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

第Iセッション（経済・経営・商学系）

報告要旨：広瀬 純夫

体的には、1年間の任意自動車保険の保険金受取金額を任意自動車保険契約保険料で割った保険料の支払い割合を指標として用いた。その年の保険金受取金額が、その地域の期待損害額に近似できるとすれば、期待損害額に対する保険料の支払い額が多くなるほど（上記の指標の値が小さくなるほど）、より手厚く保険に加入していると捉えることができる。したがって、この指標の値が小さくなるほどリスク回避的傾向が強い地域だと考えることとする。これに加え、県別の任意自動車保険普及率を指標とした分析も行った。普及率が高いほど、リスク回避的な傾向が強いと考えることができる。ただ、自動車保険の場合、シートベルト着用の有無が、損害額に影響を及ぼす可能性があるため、シートベルト着用と、保険加入行動とが内生的に決まる可能性がある。そこで、シートベルト着用と直面するリスクとの関係を別個に捉えることができるよう、新たに、リスク回避的な指標として、都道府県別の地震保険加入率および地震保険の火災保険への付保率のデータも使い、加入率あるいは付保率が高いほどリスク回避的傾向が強いと捉えることとした。その上で、一般道と高速道路の後席シートベルト着用率の差（以下では着用率差とする）とリスク回避的な保険加入行動に関する指標との関係を、固定効果モデルのパネルデータ分析で検証した。いわゆる“県民性”のような都道府県固有の固定効果を取り除く固定効果モデルで分析することにより、着用率差とリスク回避的な指標との関係を、純粹に確認できる可能性がある。例えば、シートベルト着用については、県警によって取締り姿勢が異なることが影響する恐れがあるが、固定効果モデルを用いることでそういった効果を除去できる。

分析結果では、2008年に着用が義務化されて以降、高速道路での着用率と一般道での着用率の差が大きい場合ほど、保険料の支払割合が低くなり、任意自動車保険に手厚く入る傾向があることを確認した。任意自動車保険普及率についても、着用率差が大きい県ほど、高くなることが確認された。さらに、地震保険加入率、火災保険への付保率も高くなることを確認した。このことは、「罰則の対象となった行為には、違反した場合に大きな危険にさらされる恐れがある」と敏感に感じ取る場合ほど、リスク回避的傾向にあることを示唆していると考えられる。